

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

本市は、昭和28年の「工業誘致促進協議会」の結成を契機に、昭和29年に町村合併し、積極的な工業団地整備と企業誘致施策を展開するとともに、農工併進でまちづくりを進めてきた。

また、昭和39年の中規模内陸工業地区指定を皮切りに、昭和62年に北上川流域テクノポリス、平成5年に北上中部拠点都市、平成12年に高度技術産業集積地域に指定され、その中心都市としての役割を担ってきた。

幅広い業種の集積に取り組んできた結果、半導体や自動車関連産業のほか、食品製造業、生産用機械器具、金属製品産業など、製造業を中心におよそ300社の企業が立地する東北有数の「ものづくり都市」を形成している。

しかし、企業の立地が加速化したことや少子高齢化等により、当市における有効求人倍率は、平成28年12月の2.34倍を最高値とし、現在は1.6倍から1.8倍で高止まりし、中小企業者は必要な人材の確保に苦慮している。

加えて、当市を取り巻く雇用の情勢は、今後も半導体関連企業等の進出により、1,000人規模の大型求人が見込まれているほか、長期的な視点で見ると2015年に56,581人であった生産年齢人口が、2045年には40,175人（3割減少）まで大幅に減少し、地場の中小企業者にとって労働力の確保はより一層厳しくなっていくことが推測される。

人手不足に対する当市の人材確保施策として、これまで、就労相談、雇用のマッチング、学生に対するインターンシップ支援など、地元就職や地元定着に向けた取組を強化しているが、人材の確保は喫緊の課題となっている。

全国的に少子高齢化が進む中、必要な人材を確保していくためには、労働生産性を高めていくことが有用な手段ではあるが、中小企業の設備投資が進んでおらず、労働生産性は、全国・岩手県平均を下回っている状況にある。

このような状況を踏まえ、本計画は、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境におかれている中小企業者の経営基盤強化について、税制面から強力に支援することで、積極的な設備投資による労働生産性の向上を促進し、課題である人材確保の解消につなげるとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とするものである。

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

① 当市の人口構造

当市の人口は、平成30年3月末現在で92,584人となっている。企業の進出が進み平成3年の市町村合併以降、順調に人口増加で推移してきた。しかし、平成21年に死亡者数が出生者数を上回り自然減に転じたほか、社会増減は平成20年に転出者数が転入者数を上回り、徐々に人口が減少してきている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年統計）」によると、2015年に93,511人だった人口は、2045年には78,235人（17%減）まで減少すると推計されている。

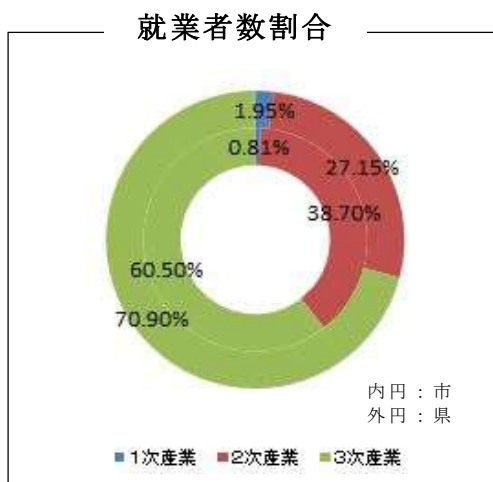
また、階層別に将来の人口構造を比較すると、生産年齢人口40,175人（29%減）、年少人口8,341人（35%減）まで減少し、高齢人口は29,719人で市内総人口の38%に達すると推計されている。



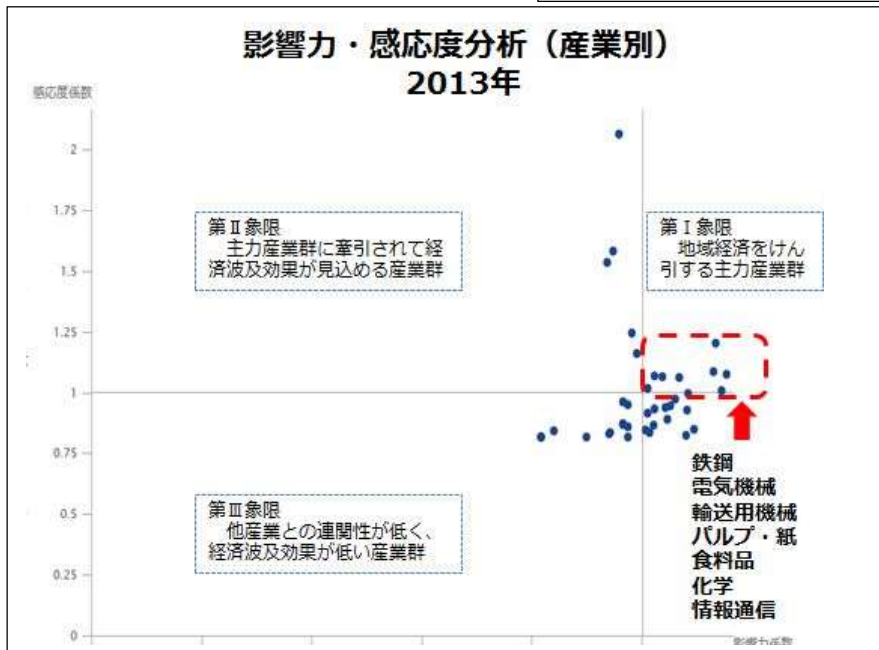
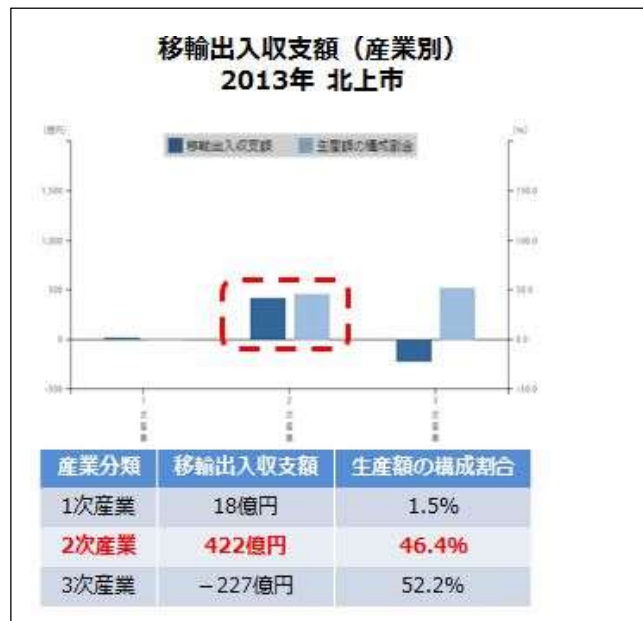
② 当市の産業構造

当市の従業者数の割合をみると、第一次産業 0.81%（県 1.95%）、第二次産業 38.7%（県 27.15%）、第三次産業 60.5%（県 70.9%）となっており、県平均と比較して第二次産業の就業者割合が多くなっている。また、市の産業を「移輸出 入収支額」で比較すると、1次産業、2次産業はプラス、3次産業はマイナス になっている。特に2次産業が422億円と域外から資金を稼いでおり、他産業を 牽引する当市の主力産業となっている。

各産業の活動が与える「影響力・感応度」の散布図をみると、鉄鋼、電気機 械、輸送用機械などの製造業が地域を牽引しており、製造業の落ち込みが他産業 に与える影響は大きいものとなっている。



出典：2014 経済センサス活動調査再編加工



（出典：RESAS 環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成））

③ 当市の中小企業者の実態

当市管内の有効求人倍率は、平成 27 年 4 月以降 1.6 倍を超える水準で推移しているほか、全国や県平均値と比較しても高い状態が続いており、中小企業者が必要としている求人を出しても、人材が確保できない状態にある。

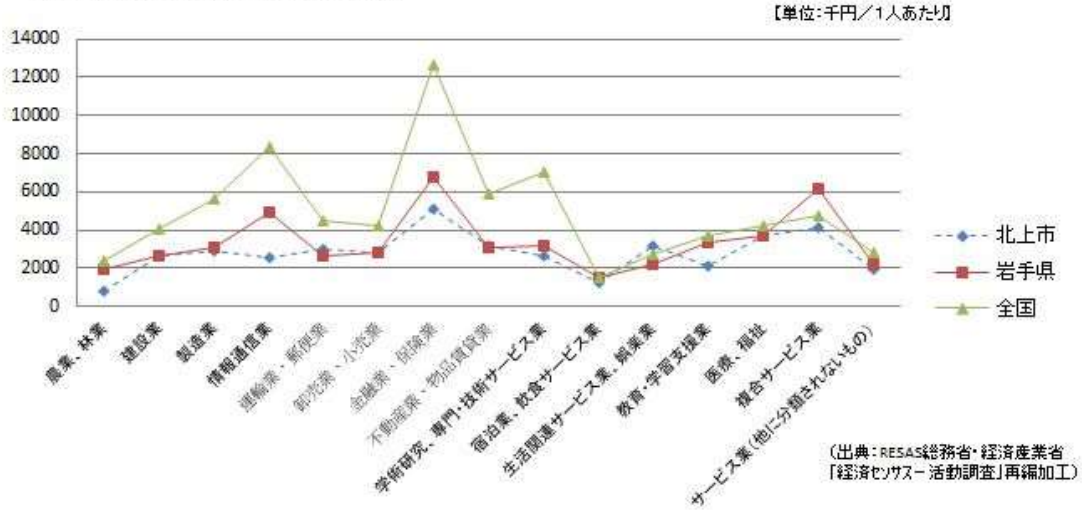
また、当市の各産業の付加価値額と労働生産性を全国や県平均値と比較すると、付加価値額では比較的上位に位置しているが、労働生産性では主力産業である製造業をはじめ、各産業とも全体的に下回っており、人材育成のほか設備導入による生産性を向上させる取組は、各産業に共通して不可欠なものとなっている。



指標別順位(全国、岩手県比較)

産業大分類	2012年 付加価値額 (企業単位)		2014年 従業者数 (事業所単位)		2012年 労働生産性 (企業単位)	
	県	全国	県	全国	県	全国
全業種	5/33	327/1734	2/33	244/1739	13/33	1195/1734
製造業	2/33	305/1707	1/33	144/1735	11/33	1199/1712
卸売業、小売業	6/33	381/1732	5/33	294/1737	11/33	719/1733
医療、福祉	5/33	377/1665	5/33	394/1721	10/33	579/1668
建設業	5/33	296/1724	4/33	198/1735	12/33	1255/1723
サービス業(他に分類されないもの)	2/33	215/1711	2/33	177/1733	16/33	983/1714

2012年 労働生産性(企業単位)大分類



(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、北上市経済の維持・成長を目指す。については、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

$$\text{算定式 労働生産性} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{労働投入量}$$

2 先端設備等の種類

当市は、幅広い業種の集積に取り組んできた結果、半導体や自動車関連産業のほか、食品製造業、生産用機械器具、金属製品産業など多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、中小企業者の幅広い取り組みを促進し、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業構造は、市内8ヶ所の工業団地、流通基地、産業業務団地等を集積する製造業を主要産業としているが、団地以外での事業活動も活発に行われているほか、一次産業である農林業、第三次産業であるサービス産業も市内各地で事業展開されていることから、対象地域は市内全域とし、先端設備の導入による中小企業者の生産性向上の取組を推進する。

(2) 対象業種・事業

【対象業種】

当市総合戦略に定める「地域産業活性化プロジェクト」により、産業支援センターを立ち上げ、農林業、サービス業、工業、観光業など、地域経済の活性化のため、包括的な支援体制を構築している。

各産業とも、全国や県平均値と比較して労働生産性が低い状態であり、生産性の向上を高め、継続して市内経済の活性化と発展を図っていく必要があることから、本計画の対象業種は全ての業種とする。

【対象事業】

総合戦略「地域産業活性化プロジェクト」の施策として、「企業集積を活かした産業間の連携による相乗効果の発揮と販路の拡大」を目指し、産業間の垣根を越えた6次産業化や農商工連携、新商品や新製品の開発支援などにより、市内産業の活性化を目指すこととしている。

このことから、市内事業場において先端設備等を導入することで、計画期間内における労働生産性が年平均3%以上向上することに資すると見込まれる事業（新商品・新製品の開発、新サービスの提供、生産プロセスの改善等）を幅広く認定の対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入促進に当たって配慮すべき事項

(1) 地域経済の発展に関する配慮

市は、健全な地域経済の発展に配慮することとし、次のいずれかに該当するときは、先端設備等導入計画の認定の対象外とする。

- ①人員削減を目的とした取組
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者からの申請
- ③市町村税（法人税）を滞納している者からの申請

(2) 雇用への配慮

市は、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう雇用の安定に配慮する。

(3) 認定等に対する配慮

- ①市は、先端設備等導入促進計画の認定判断に当たっての客観的な基準及び同計画の作成に資する資料等について公表し、中小企業の積極的な取組につながるよう配慮する。
- ②市は、認定に当たって導入促進指針及び導入促進基本計画に適合することを確認するため、追加の書類の提出を求めることができるものとする。ただし、中小企業者に対する過度の負担とならないよう配慮する。

(4) 中小企業者に対する施策の総合的推進

市は、先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該事業者が行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保等、必要な施策を総合的に推進するよう努める。

(5) 計画の進捗状況についての調査

市は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に調査把握するとともに、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。